

松阪市納税通知書用封筒広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則（平成19年松阪市規則第1号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、松阪市が納税通知書を発送する際に用いる封筒を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 納税通知書用封筒 固定資産税・都市計画税納税通知書、市民税・県民税納税通知書、軽自動車税納税通知書及び国民健康保険税納税通知書を発送する際に用いる封筒をいう。
- (2) 広告 納税通知書用封筒に掲載する民間企業等の広告をいう。
- (3) 広告掲載希望者 広告掲載を希望する民間企業等をいう。

(広告掲載位置等)

第3条 広告の規格及び掲載位置その他必要な事項は、別に定める。

(使用期間)

第4条 封筒の使用期間、広告掲載の開始日及び終了日は、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、松阪市納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、指定する期間内に申し込むこととする。

- (1) 広告のデザイン又は当該形状及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前項の規定による申込みがあつたときは、当該申込みに係る広告の内容について、掲載の適否を審査した後、掲載の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を松阪市広告掲載適合認定通知書（様式第2号）又は松阪市広告非掲載決定通知書（様式第3号）により掲載希望者に通知する。
- 3 前項の規定により松阪市広告掲載適合認定通知書の交付を受けた者は、市長が指定する期日までに広告見積書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により広告見積書を提出した者のうち、広告見積価格が最も高い者を、競争入札形式の見積執行により、広告主として決定する。
- 5 前項の場合において、広告見積価格が最も高い掲載希望者が複数いる場合は、抽選により広告主を決定する。
- 6 市長は、前2項の規定により広告主を決定したときは、広告主に対し、広告主決定通

知書（様式第5号）を通知し、当該広告主から承諾書（様式第6号）を提出させるものとする。

（広告原稿の提出）

第7条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、提出するものとする。

（広告掲載の取消し）

第8条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) その他広告掲載が適切でないと判断したとき。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、別途定める。

- 2 広告のデザイン作成等に要する経費は、広告主の負担とする。
- 3 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括前納するものとする。

（広告掲載料の返還）

第10条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料は全額返還する。

- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、掲載広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、掲載広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び掲載広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対し保証するものとする。
- 3 広告主は、掲載広告の内容等に関し、第三者からの苦情、被害救済の申し出、損害賠償の請求等があった場合は、広告主の責任及び負担においてこれらを解決しなければならない。

（その他）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年6月29日から施行する。